

令和 7 年度水質検査計画

藤岡市水道事業

藤岡市水道事業では次のとおり水質検査計画を策定します。

目 次

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の水質状況
4. 水質検査体制
5. 水質検査方法
6. 水質検査における採水地点
7. 水質検査項目及び水質検査回数
8. 臨時の水質検査
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. その他留意事項
11. 水道水中の放射性物質検査
12. P F O S 及び P F O A の水質検査

1. 水質検査計画に関する基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するため、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓で行います。また、原水は表流水及び地下水の検査を行います。

(2) 水質検査項目

水道法で検査が義務づけられた水質基準項目及び水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目、浄水場の維持管理上必要な項目並びに水源の状況を把握するのに必要な項目について行います。

(3) 水質検査項目回数及び省略について

水質基準項目等の検査回数及び省略については、水道法施行規則第15条第1項第3号及び第4号に従います。

2. 水道事業の概要

藤岡市の上水道は、中央浄水場、北部浄水場、東部浄水場、上の山浄水場及び譲原浄水場の5箇所の浄水場で浄水処理し、給水区内に水道水を供給しています。上水道以外では市営小水道として9箇所の小水道があります。

(1) 上水道の概要

① 主な給水区域

藤岡市内（上日野地区、高山、下日野、浄法寺、保美濃山、及び三波川地区の一部を除く）

② 計画給水人口

61,547人（令和5年度給水人口60,645人）

③ 一日計画配水量

30,975m³

④ 浄水施設の概要

浄水場名	水源	水源の種類	給水能力（m ³ ）	処理方式
中央浄水場	神流川	ダム水	21,600	前塩素、中塩素及び後塩素、薬品沈澱、急速ろ過、活性炭
東部浄水場	第8水源	深井戸	5,850	塩素処理
	小野水源	深井戸		
	第10水源	深井戸		
北部浄水場	第11水源	深井戸	4,480	前塩素及び後塩素、急速ろ過
	第12水源	深井戸		
	第13水源	深井戸		
上の山浄水場	鬼石第1水源	浅井戸	3,960	塩素処理
	鬼石第3水源			
	鬼石第4水源			
譲原低区浄水場	鬼石第3水源	浅井戸		塩素処理

(2) 市営小水道の概要

事業名	水源の種類	給水人口(人)	給水能力(m ³)	処理方式
中倉小水道	表流水	80	44	塩素処理、急速ろ過
三友小水道	表流水	53	300	塩素処理、急速ろ過
芝平小水道	表流水	39	47.4	塩素処理、急速ろ過、薬品沈澱
鹿島小水道	井戸水	50	38	塩素処理
塩平小水道	表流水	34	29	塩素処理、急速ろ過
犬目小水道	表流水	44	156	塩素処理、急速ろ過、薬品沈澱
大栃小水道	表流水	52	31.1	塩素処理、緩速ろ過
妹ヶ谷小水道	表流水	48	44	塩素処理、緩速ろ過
三波川中部小水道	表流水	88	87	塩素処理、急速ろ過、薬品沈澱

3. 原水及び水道水の水質状況

(1) 原水の状況

水源の区分	ダム水	地下水
原水の状況 (注意すべき項目等)	降雨、ダム放流等による濁度の上昇及び水質の変化 油等の流出事故 藍藻発生によるカビ臭の発生 地質由来及び人為的汚染による無機質の検出 クリプトスポリジウム・ジアルジア	鉄、マンガン 地質由来及び人為的汚染による無機質の検出

(2) 水道水の状況

各浄水施設で浄水処理され送水された水道水は水質基準を満たしており安心して使用していただけます。

4. 水質検査体制

原則として浄水処理を行う上で必要な水質検査を厚生労働大臣の登録検査機関に委託します。

(1) 厚生労働大臣の登録検査機関に検査を委託する検査項目

- ・水質基準項目(原水・浄水)
- ・水質管理目標設定項目(農薬類を含む)
- ・クリプトスポリジウム指標菌検査(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)
- ・クリプトスポリジウム検査(ジアルジアを含む定量試験)
- ・浄水施設管理において必要な項目

5. 水質検査方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、水質管理目標設定項目については「水質管理目標設定項目の検査方法」及びその他については「上水試験方法」等によって検査します。

6. 水質検査における採水地点

表－1 採水地点（浄水・原水）

- ・浄水については、原則として、各浄水場の配水系統ごとの給水栓から採水を行います。
（上水道9箇所、小水道9箇所）
- ・原水（表流水、地下水）は、各水源地から採水を行います。
（上水道9箇所、小水道9箇所）

7. 水質検査項目及び水質検査回数

（1）毎日検査項目（表－3）

毎日検査項目は、水道水が満たさなければならない基本的な要件であり、水道法施行規則により、色、濁り、消毒の残留効果について1日1回以上検査することが定められています。

（2）水質基準項目（表－2）

人の健康又は生活上の支障を生ずるおそれの観点から必要な項目である水質基準項目を検査機関に委託します。

上水道及び小水道の浄水について、1ヶ月に1回以上行うこととされている項目については月1回とし、その他の省略可能項目は3ヶ月に1回とします。

新規項目及び過去3年間の水質試験結果において、水質基準値の5分の1超過項目に該当する項目については年4回以上の検査を実施することが義務付けられているため検査を実施し、5分の1超過していない項目については省略することができるため検査を実施致しません。

（表－2－①②④⑤）

上水道及び小水道の原水について、上水道の表流水は3ヶ月に1回とし、上水道の地下水及び小水道等は1年に1回とします。（表－2－③⑥）

（3）水質管理目標設定項目及び検査頻度（表－4）

水質基準とするに至らないが、水質管理上留意すべきものとされている項目で、水質基準に準じ必要な項目である水質管理目標設定項目について、27項目の検査を行います。

水質管理目標設定項目の頻度は、1年に2回行います。（表－4）

（4）クリプトスポリジウム及びジアルジア並びにその指標菌（表－5）

クリプトスポリジウム及びジアルジアは塩素消毒に強い耐久性がある原虫で、汚染された飲料水や食品を経口摂取することにより、下痢症などの症状を引き起こす耐塩素性病原菌微生物です。

また、その指標菌の大腸菌及び嫌気性芽胞菌は、原水の糞便による汚染のおそれの判断材料として有効となります。

8. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような水質異常が発生し、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、必要に応じて水源、給水栓から採水をし、臨時の水質検査を行います。

- (1) 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合。
- (2) 水道水の臭気及び味等に著しい変化が生じた場合。
- (3) 水源等で魚が死んで多数浮上した場合。
- (4) 浄水過程に異常があった場合。
- (5) その他必要があると認められた場合。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、上下水道部浄水課ホームページに掲載し公表します。

10. その他留意事項

- (1) 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について

水源の巡視・監視を実施し、汚染の早期発見に努め、群馬県健康福祉部 食品・生活衛生課をはじめとした関係機関との連絡通報体制で情報交換を図りながら、水質保全に万全を期します。

- (2) 検査の実施状況の確認方法について

委託した検査の実施状況は、検査結果報告書による確認の他、必要に応じ、検査結果の根拠となる書類の提出を依頼し確認します。

- (3) 水質検査における精度管理及び信頼性確保について

水質検査の精度を確保する取り組みとして、委託する水質検査機関の内部精度管理の実施状況や、厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料を確認します。

また、水質検査結果の信頼性を確保するため、検査機関の水質基準項目に関する品質管理の認証取得やこれに類する取り組みの状況について確認します。

- (4) 水質検査結果の評価に関する事項

検査地点ごとに、各検査項目の検出値を水質基準値等と比較し、必要があれば水質検査計画を見直していきます。

11. 水道水中の放射性物質検査

水道水の安全性を確認するため、厚生労働省が示す指標、モニタリング方針に基づき、定期的な水道水中の放射性物質の測定を厚生労働省の登録機関に委託します。

- (1) 水道水中の放射性物質の対象項目及び目標値（表－6）

- (2) 検査頻度

上水道では、3カ月に1回（年4回）、小水道については、12カ月に1回（年1回）の検査とします。（表－7）

- (3) 採水地点（上水・小水）

原則として、各浄水場及び配水系統ごとの給水栓から採水を行います。（表－8）

12. PFOS及びPFOAの水質検査

有機フッ素化合物の一種であるPFOS及びPFOAは、水質管理目標設定項目に指定されており、水質基準には令和8年度に引き上げられる予定です。現在、検査などの法的な義務はありませんが、調査のため定期的に測定を委託します。

(1) 水道水中の暫定基準値（表－9）

(2) 検査頻度

上水道では、3カ月に1回（年4回）検査し、原水及び小水道については、状況に応じてその都度検討し検査を実施します。（表－10）

(3) 採水地点（上水・小水）

原則として、各浄水場及び配水系統ごとの給水栓から採水を行います。（表－11）

表 - 1 採水地点（浄水）

① 上水道

	採水場所	水源位置	配水系統
1	地域づくりセンター 美土里	ダム水	中央浄水場（南山系）
2	地域づくりセンター 美九里	ダム水	中央浄水場（美九里系）
3	地域づくりセンター 平井	ダム水	中央浄水場（平井系）
4	地域づくりセンター 小野	小野水源・第8水源・10水源	東部浄水場（小野系）
5	地域づくりセンター 神流	小野水源・第8水源・10水源	東部浄水場（岡之郷系）
6	小野水源	第11水源・第12水源・13水源	北部浄水場（南山系・小野系）
7	浄法寺グラウンド スポーツ公園	鬼石第1水源・鬼石第4水源・鬼石第3水源	上の山浄水場（浄法寺系）
8	三波川消防第4分団	鬼石第1水源・鬼石第4水源・鬼石第3水源	上の山浄水場（三波川系）
9	鬼石総合グラウンド	鬼石第3水源	譲原低区浄水場

② 小水道

1	中倉公会堂	表流水	中倉小水道系
2	三友尾根配水池管理者宅	表流水	三友小水道系
3	芝平小水道管理者宅	表流水	芝平小水道系
4	塩平小水道管理者宅	表流水	塩平小水道系
5	鹿島小水道管理者宅	地下水	鹿島小水道系
6	犬目小水道管理者宅	表流水	犬目小水道系
7	妹ヶ谷山村活性化センター	表流水	妹ヶ谷小水道系
8	三波川第3コミュニティセンター	表流水	三波川中部小水道系
9	坂原公衆トイレ	表流水	大栃小水道系

表 - 1 検査地点（原水）

①上水道

	採水場所		水道名称
1	藤岡頭首工	浄法寺地内	中央浄水場
2	第 8 水源	岡之郷地内	東部浄水場
3	小野水源	小野地内	東部浄水場
4	第 1 0 水源	立石地内	東部浄水場
5	第 1 1 水源	立石地内	北部浄水場
6	第 1 2 水源	立石地内	北部浄水場
7	第 1 3 水源	立石地内	北部浄水場
8	鬼石第 1 水源	三波川地内	上の山浄水場
9	鬼石第 4 水源	三波川地内	上の山浄水場
10	鬼石第 3 水源	譲原地内	上の山浄水場 譲原浄水場

②小水道

	採水場所		水道名称
1	中倉水源	下日野地内	中倉小水道
2	三友水源	下日野地内	三友小水道
3	芝平水源	下日野地内	芝平小水道
4	鹿島水源	上日野地内	鹿島小水道
5	南沢水源	坂原地内	犬目小水道
6	野々宮沢川水源	三波川地内	妹ヶ谷小水道
7	滝の沢川水源	三波川地内	三波川中部小水道
8	塩平水源	下日野地内	塩平小水道
9	大栃沢川水源	坂原地内	大栃小水道

表－２　水質基準項目										
水　　　質　　　基　　　準										
水　質　基　準　項　目		水　質　基　準　値	基準51項目 (浄水)	省略不可9項目 (浄水)	省略不可12項目 (浄水)	新規項目 (浄水)	基準値1/5超過項目 (上水－浄水)	基準値1/5超過項目 (小水－浄水)	基準39項目 (原水)	基準37項目 (原水)
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	○	○	－	－	－	－	○	○
2	大腸菌	検出されないこと。	○	○	－	－	－	－	○	○
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下	○	－	－	－	○	－	○	○
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.02mg/L以下	○	－	－	－	○	○	○	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
10	シアン化合物及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/L以下	○	－	○	－	－	－	○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	－	－	－	○	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	○	－	－	－	○	－	○	○
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
21	塩素酸	0.6mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	－	○	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/L以下	○	－	－	－	○	○	○	○
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下	○	－	－	－	－	○	○	○
35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下	○	－	－	－	－	○	○	○
38	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	－	－	－	－	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	○	－	－	－	○	○	○	○
40	蒸発残留物	500mg/L以下	○	－	－	－	○	○	○	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	－
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	－
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下	○	－	－	－	－	－	○	○
46	有機物	3mg/L以下	○	○	－	－	－	－	○	○
47	pH値	5.8以上　8.6以下	○	○	－	－	－	－	○	○
48	味	異常でないこと	○	○	－	－	－	－	－	－
49	臭気	異常でないこと	○	○	－	－	－	－	○	○
50	色度	5度以下	○	○	－	－	－	－	○	○
51	濁度	2度以下	○	○	－	－	－	－	○	○

表2－①水質基準項目及び検査頻度（上水－浄水）								
水道名称			中央浄水場系			東部浄水場系		北部浄水場系
採水箇所			地域づくり センター美土里	地域づくり センター美九里	地域づくり センター平井	地域づくり センター小野	地域づくり センター神流	小野水源
番号	検査項目	検査回数	検査省略の可否（回数/年）					
1	一般細菌	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)
2	大腸菌							
3	カドミウム	概ね3か月に1回以上	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）
4	水銀							
5	セレン		※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	
6	鉛							
7	ヒ素		※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	
8	六価クロム		※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	
9	亜硝酸態窒素		※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	
10	シアン		省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	
11	硝酸・亜硝酸		※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※2（4回）	※2（4回）	※1（1回）
12	フッ素		※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）			
13	ホウ素							
14	四塩化炭素		※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	
15	1,4 ジオキサン							
16	シス、トランス1,2-ジクロロエチレン							
17	ジクロロメタン							
18	テトラクロロエチレン		省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	
19	トリクロロエチレン							
20	ベンゼン							
21	塩素酸		省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	
22	クロロ酢酸							
23	クロロホルム							
24	ジクロロ酢酸							
25	ジブロモクロロメタン							
26	臭素酸							
27	総トリハロメタン							
28	トリクロロ酢酸							
29	ブロモジクロロメタン							
30	ブロモホルム							
31	ホルムアルデヒド							
32	亜鉛	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	
33	アルミニウム	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）			※2（4回）	
34	鉄	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	
35	銅							
36	ナトリウム							
37	マンガン							
38	塩化物イオン	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)
39	硬度	概ね3か月に1回以上	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）	※2（4回）
40	蒸発残留物		※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）
41	陰イオン							
42	ジェオスミン		※3（8回）	※3（8回）	※3（8回）			
43	2-MIB							
44	非イオン		※1（1回）	※1（1回）	※1（1回）			
45	フェノール類	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	
46	有機物							
47	pH値							
48	味							
49	臭気							
50	色度							
51	濁度							
※1：過去3年における検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来る。								
※2：新規項目及び過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以上であるときは、概ね1年に4回以上とする。								
※3：概ね3か月に1回以上であるが、藻類が長期にわたり発生する可能性があるため。								

表 2－②　水質基準項目及び検査頻度（上水-浄水）					
水道名称			譲原浄水場系	上の山浄水場浄法寺系	上の山浄水場三波川系
採水箇所			鬼石総合グラウンド	浄法寺グラウンド	三波川消防第4分団
番号	水質基準項目	検査回数	検査省略の可否（回数/年）		
1	一般細菌	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)
2	大腸菌				
3	カドミウム				
4	水銀	概ね3か月に1回以上	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)
5	セレン				
6	鉛				
7	ヒ素				
8	六価クロム		※ 2 (4回)	※ 2 (4回)	※ 2 (4回)
9	亜硝酸態窒素		※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)
10	シアン		省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)
11	硝酸・亜硝酸		※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)
12	フッ素				
13	ホウ素				
14	四塩化炭素				
15	1,4 ジオキサン				
16	シス、トランス1,2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
21	塩素酸	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	
22	クロロ酢酸				
23	クロロホルム				
24	ジクロロ酢酸				
25	ジブロモクロロメタン				
26	臭素酸				
27	総トリハロメタン				
28	トリクロロ酢酸				
29	ブロモジクロロメタン				
30	ブロモホルム				
31	ホルムアルデヒド				
32	亜鉛	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	
33	アルミニウム				
34	鉄				
35	銅				
36	ナトリウム				
37	マンガン	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)
38	塩化物イオン				
39	硬度				
40	蒸発残留物	概ね3か月に1回以上	※ 2 (4回)	※ 2 (4回)	※ 2 (4回)
41	陰イオン		※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)
42	ジェオスミン				
43	2-MIB				
44	非イオン				
45	フェノール類	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)
46	有機物				
47	pH値				
48	味				
49	臭気				
50	色度				
51	濁度				
※1：過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来る。					
※2：新規項目及び過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以上であるときは、概ね1年に4回以上とする。					

表－２－③ 水質基準項目の検査頻度（上水－原水）

番号	水 質 基 準 項 目	検 査 頻 度 （ 回 ／ 年 ）									
		藤岡頭首工	小野水源	第10水源	第11水源	第12水源	第13水源	第8水源	第4水源	鬼石水源	鬼石第3水源
		ダム水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
1	一般細菌	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
2	大腸菌	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
3	カドミウム及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
4	水銀及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
5	セレン及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
6	鉛及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
7	ヒ素及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
8	六価クロム化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
9	亜硝酸態窒素	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
10	シアン化合物(氰)及び塩化シアン	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
12	フッ素及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
13	ホウ素及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
14	四塩化炭素	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
15	1,4-ジオキサン	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
17	ジクロロメタン	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
18	テトラクロロエチレン	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
19	トリクロロエチレン	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
20	ベンゼン	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
21	塩素酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	クロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	クロロホルム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	ジブromクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	臭素酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	総トリハロメタン（クロホルム、シブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	ブromジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	ブromホルム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	亜鉛及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
33	アルミニウム及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
34	鉄及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
35	銅及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
36	ナトリウム及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
37	マンガン及びその化合物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
38	塩化物イオン	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
40	蒸発残留物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
41	陰イオン界面活性剤	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
42	(2S・4a S・8a R) -オクタヒドロ-4・8a -ジメチルナフタレン-4a (2H) -オール（別名ジネオキシ）	発生時期に	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
		8回／年									
43	(1・2・7・7-テトラメチルビシクロ〔2・2・1〕ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）	発生時期に	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
		8回／年									
44	非イオン界面活性剤	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
45	フェノール類	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
46	有機物	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
47	pH値	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
48	味	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
49	臭気	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
50	色度	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
51	濁度	4回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
備考 ① 全項目、委託により検査を行います。 ② ーは、検査を行いません。											

表 2－④水質基準項目及び検査頻度（小水-浄水）								
水道名称			三友小水道	中倉小水道	芝平小水道	鹿島小水道	塩平小水道	
採水箇所			管理者宅	中倉公会堂	管理者宅	管理者宅	管理者宅	
番号	水質基準項目	検査回数	検査省略の可否（回数/年）					
1	一般細菌	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	
2	大腸菌							
3	カドミウム							
4	水銀	概ね3か月に1回以上	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	
5	セレン							
6	鉛							
7	ヒ素							
8	六価クロム							
9	亜硝酸態窒素							
10	シアン							
11	硝酸・亜硝酸							
12	フッ素							
13	ホウ素							
14	四塩化炭素	概ね3か月に1回以上	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	
15	1,4 ジオキサン							
16	シス、トランス1,2-ジクロロエチレン							
17	ジクロロメタン							
18	テトラクロロエチレン							
19	トリクロロエチレン							
20	ベンゼン							
21	塩素酸							
22	クロロ酢酸							
23	クロロホルム							
24	ジクロロ酢酸	概ね3か月に1回以上	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	
25	ジブロモクロロメタン							
26	臭素酸							
27	総トリハロメタン							
28	トリクロロ酢酸							
29	ブロモジクロロメタン							
30	ブロモホルム							
31	ホルムアルデヒド							
32	亜鉛							
33	アルミニウム							
34	鉄	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	
35	銅							
36	ナトリウム							
37	マンガン							
38	塩化物イオン	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	
39	硬度	概ね3か月に1回以上	※ 1（1回）	※ 2（4回）	※ 1（1回）	※ 2（4回）	※ 2（4回）	
40	蒸発残留物				※ 2（4回）			
41	陰イオン			※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）	※ 1（1回）
42	ジェオスミン							
43	2－MIB							
44	非イオン	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	
45	フェノール類							
46	有機物							
47	pH値							
48	味							
49	臭気							
50	色度							
51	濁度							
※1：過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来る。								
※2：新規項目及び過去3年間に於ける検査結果が、基準値の5分の1以上であるときは、概ね1年に4回以上とする。								

表2－⑤水質基準項目及び検査頻度（小水－浄水）								
水道名称			犬目小水道	大栃小水道	三波川中部小水道	妹ヶ谷小水道		
採水箇所			管理者宅	坂原公衆便所	三波川第3コミュニティセンター	妹ヶ谷山村活性化センター		
番号	水質基準項目	検査回数	検査省略の可否（回数/年）					
1	一般細菌	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)		
2	大腸菌							
3	カドミウム							
4	水銀							
5	セレン							
6	鉛							
7	ヒ素							
8	六価クロム	概ね3か月に1回以上	※ 2 (4回)	※ 2 (4回)	※ 2 (4回)	※ 2 (4回)		
9	亜硝酸態窒素		※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)		
10	シアン		省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)		
11	硝酸・亜硝酸		省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)		
12	フッ素							
13	ホウ素							
14	四塩化炭素							
15	1,4 ジオキサン							
16	シス、トランス1,2-ジクロロエチレン							
17	ジクロロメタン							
18	テトラクロロエチレン							
19	トリクロロエチレン							
20	ベンゼン							
21	塩素酸	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)	省略不可(4回)			
22	クロロ酢酸							
23	クロロホルム							
24	ジクロロ酢酸							
25	ジブロモクロロメタン							
26	臭素酸							
27	総トリハロメタン							
28	トリクロロ酢酸							
29	ブロモジクロロメタン							
30	ブロモホルム							
31	ホルムアルデヒド							
32	亜鉛	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)			
33	アルミニウム	※ 2 (4回)						
34	鉄	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)	※ 2 (4回)			
35	銅				※ 1 (1回)			
36	ナトリウム							
37	マンガン							
38	塩化物イオン	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)		
39	硬度	概ね3か月に1回以上	※ 2 (4回)	※ 2 (4回)	※ 1 (1回)	※ 1 (1回)		
40	蒸発残留物		※ 1 (1回)	※ 1 (1回)				
41	陰イオン							
42	ジェオスミン							
43	2-MIB							
44	非イオン							
45	フェノール類							
46	有機物	概ね1か月に1回以上	省略不可(12回)	省略不可(12回)	省略不可(12回)			
47	pH値							
48	味							
49	臭気							
50	色度							
51	濁度							

※1：過去3年における検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来る。

※2：新規項目及び過去3年における検査結果が、基準値の5分の1以上であるときは、概ね1年に4回以上とする。

表－２－⑥ 水質基準項目及び検査頻度（小水-原水）										
番号	水 質 基 準 項 目	検 査 頻 度 （ 回 ／ 年 ）								
		三友小水道	中倉小水道	芝平小水道	鹿島小水道	塩平小水道	大目小水道	大橋小水道	三波川中部小水道	妹ヶ谷小水道
		表流水	表流水	表流水	井戸水	表流水	表流水	表流水	表流水	表流水
1	一般細菌	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
2	大腸菌	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
3	カドミウム及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
4	水銀及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
5	セレン及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
6	鉛及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
7	ヒ素及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
8	六価クロム化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
9	亜硝酸態窒素	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
10	シアニ化物イオン及び塩化シア	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
12	フッ素及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
13	ホウ素及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
14	四塩化炭素	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
15	1,4-ジオキサン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
17	ジクロロメタン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
18	テトラクロロエチレン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
19	トリクロロエチレン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
20	ベンゼン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
21	塩素酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	クロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	クロロホルム	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	ジブロモクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	臭素酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	ブロモジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	ブロモホルム	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	亜鉛及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
33	アルミニウム及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
34	鉄及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
35	銅及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
36	ナトリウム及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
37	マンガン及びその化合物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
38	塩化物イオン	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
40	蒸発残留物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
41	陰イオン界面活性剤	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
42	(2S・4a S・8a R)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルテトラリン-4a (2H)-オール（別名ジメオスミン）	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
43	(1・2・7・7-テトラメチルヒシロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソノボルオール）	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
44	非イオン界面活性剤	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
45	フェノール類	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
46	有機物	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
47	pH値	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
48	味	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
49	臭気	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
50	色度	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
51	濁度	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
備考		① 全項目、委託により検査を行います。 ② ーは、検査を行いません。								

表－３ 毎日検査項目

検 査 項 目		評 価	検 査 回 数
1	色	異常でないこと	1回/日以上
2	濁り	異常でないこと	1回/日以上
3	消毒の残留効果	残留塩素が0.1mg/ℓ以上であること	1回/日以上

表－４ 水質管理目標設定項目及び検査頻度

水 質 管 理 目 標 設 定 項 目		目 標 値 (mg/ℓ) 以下	検 査 頻 度 (回/年)	
			上 水 道	
			浄 水	原 水
1	アンチモン及びその化合物	0.015	－	2
2	ウラン及びその化合物	0.002	－	2
3	ニッケル及びその化合物	0.01 (暫定)	－	2
4	1,2-ジクロロエタン	0.004	－	2
5	トルエン	0.4	－	2
6	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.1	－	2
7	亜塩素酸	0.6	2	－
8	二酸化塩素	0.6	2	－
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定)	2	－
10	抱水クロラール	0.02 (暫定)	2	－
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	－	2
12	残留塩素	1	2	－
13	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10以上100以下	2	－
14	マンガン及びその化合物	0.01	2	－
15	遊離炭素	20	2	－
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	－	2
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	－	2
18	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3	2	－
19	臭気強度 (TON)	3	2	－
20	蒸発残留物	30以上200以下	2	－
21	濁度	1度以下	2	－
22	pH値	7.5程度	2	－
23	腐食性 (ランゲリア指数)	－1程度以上とし、極力0に近づける。	2	－
24	従属栄養細菌 (浄水)	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下 (暫定)	2	－
25	従属栄養細菌 (原水)	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下 (暫定)	－	2
26	1,1-ジクロロエチレン	0.1	－	2
27	アルミニウム及びその化合物	0.1	2	－
28	PFOS及びPFOA	50ng/ℓ (暫定)	2	－

表－５ クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌

独 自 に 行 う 項 目		検 査 頻 度 （ 回 ／ 年 ）					
		上水道 表流水（神流川）		上水道 地下水		小水道	
		浄 水	原 水	浄水（小野水源）	原 水	浄 水	原 水
1	クリプトスポリジウム	4	4	4	4	－	9
2	クリプト指標菌	－	1 2	－	1 2	－	1 2

備考 ①委託により検査を行います。 ② ーは、検査を行いません。

表－６ 水道水中の放射性物質の対象項目及び目標値

対象項目	目標値 (ベクレル/キログラム)
セシウム１３４	≤ 1 0
セシウム１３７	

表－７ 検査頻度 ※検査頻度については、状況により変わるものとします。

検 査 頻 度			
上 水 道			小水道
	浄 水	原 水	浄 水
表流水及びその影響を受ける地下水 (中央浄水場)	1 回/3 カ月	1 回/3 カ月	1 回/1 2 カ月 (区域内の水道水栓)
地下水 (上記以外の浄水場)	1 回/3 カ月	－	

表－８ 採水地点

上水道（浄水）

採 水 地 点	
中央浄水場内	矢場地内
上の山浄水場内	鬼石地内
北部浄水場内	立石地内
東部浄水場内	岡之郷地内

上水道（原水）

採 水 場 所	
中央浄水場内	矢場地内

小水道等（浄水）

採 水 場 所	
三友尾根系管理者宅	下日野地内
中倉公会堂	下日野地内
芝平小水道管理者宅	上日野地内
鹿島小水道管理者宅	上日野地内
塩平小水道管理者宅	下日野地内
三波川第3コミュニティセンター	三波川地内
妹ヶ谷山村活性化センター	三波川地内
犬目小水道管理者宅	保美濃山地内
坂原公衆トイレ	坂原地内

表－ 9 水道水中の P F O S 及び P F O A の暫定基準値

対象項目	暫定基準値 (ナノグラム/リットル)
P F O S	≤ 50 (合算値)
P F O A	

表－ 1 0 検査頻度 ※検査頻度については、状況により変わるものとします。

検 査 頻 度	
上 水 道	
	浄 水
表流水及びその影響を受ける地下水 (中央浄水場)	1 回/ 3 カ月
地下水 (上記以外の浄水場)	

表－ 1 1 採水地点

上水道（浄水）

採 水 地 点	
中央浄水場内	矢場地内
上の山浄水場内	鬼石地内
北部浄水場内	立石地内
東部浄水場内	岡之郷地内
譲原低区浄水場内	譲原地内